

# 入札公告

安芸市清浄苑ドラフトチャンバー取替修繕について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 1 日

安芸市長 西内 直彦

## 第 1 競争入札に付する事項

- 1 業務名 安芸市清浄苑ドラフトチャンバー取替修繕
- 2 施工場所 安芸市清浄苑（安芸市川北甲 1840）
- 3 工期 令和 8 年 3 月 31 日
- 4 申請期間 公告の日から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで
- 5 入札日 (1) 入札日時  
令和 7 年 10 月 17 日（金）午前 11 時  
(2) 入札及び開札場所  
安芸市役所 2 階大会議室
- 6 郵送による入札書の提出期間  
入札参加申込書の提出時から令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時まで、安芸市役所環境課必着
- 7 入札書を郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。
- 8 この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。
- 9 この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 社の場合でも入札を行う。
- 10 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 11 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

## 第 2 入札参加資格

入札に参加の資格要件は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 入札参加申込日までに、安芸市の令和 7 年度入札参加資格登録において、物品で登録されていること。
- 3 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱の規定に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

- 6 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 2 条第 5 号）に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

### 第 3 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。入札価格が同額であった者が 2 者以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。

### 第 4 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（別紙 1。以下「申請書」という。）を、下記の提出期限内に提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなくてはならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAX で通知する。通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

#### 1 申請書の提出期間

この公告の日から令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで  
安芸市環境課必着

#### 2 書類配付・提出場所

安芸市土居 82 番地 1  
安芸市環境課  
電話 0887-35-1023  
FAX 0887-35-1026

※書類配付については直接配布又はホームページからのダウンロード

#### 3 提出方法

一般競争入札参加資格申請書は、上記提出場所に郵送又は直接持参するものとする。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は申請書に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができない。

#### 4 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時までに FAX で通知

#### 5 入札参加資格がないとされた者に対する措置

第 2 の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

#### 6 入札参加資格の喪失

4 の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあっては落札決定を取り消す。

- (1) 第 2 の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 第5 仕様書の閲覧等

### 1 閲覧

仕様書は、ホームページ上において閲覧することができる。

### 2 質疑応答

仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

- (1) 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市環境課へ持参又は FAX 送信すること。FAX 送信による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。
- (2) 書面の受付期間は公告の日から令和7年10月10日（金）までの午後2時までとする。
- (3) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、第5の2の(2)の期日までにあったものは質問者に FAX 通知するとともに、入札参加資格ありと認められた者すべてに FAX 通知する。

## 第6 入札方法

### 1 入札日当日に入札参加、もしくは郵送の方法による

### 2 入札時刻に入札会場にいない者について、郵送の場合を除き、入札参加を認めない。

### 3 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。

### 4 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

### 5 安芸市建設工事競争入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

### 6 予定価格に達しない場合は、3回まで入札を行う。3回の入札で落札されない場合、最低価格の入札をした者から順次に随意契約の折衝を行うことがある。

## 第7 入札保証金

免除する。

## 第8 最低制限価格

なし

## 第9 入札の無効

安芸市契約事務規則第20条各号に該当するときの入札は無効とする。

## 第10 その他

- 1 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和29年

法律第 67 号)、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。

- 2 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- 3 すべての提出書類は、原則返却しない。
- 4 落札結果については、安芸市環境課で閲覧することができる。